

仕 様 書

1. 委託業務名

ふくしま田園観光圏教育旅行誘致事業業務委託

2. 履行場所

ふくしま田園観光圏（以下「本団体」という。）が指定する場所

3. 業務の目的

本団体を構成する市町村（福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯舘村（以下「本圏域」という。))へ教育旅行を誘致することを目的に、SDGsの視点を明確にしたプログラム、モデルコースの新規造成及び既存プログラムの磨き上げを行い、旅行会社及び学校関係者を対象に営業活動及びモニターツアーを実施する。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

5. 業務内容

教育旅行プログラムの新規造成及び磨き上げを支援するとともに、モデルコースを作成し、本圏域内の教育旅行受入態勢を整え、学校関係者向けモニターツアーを実施する。また、教育旅行分野のノウハウを有する有識者を教育旅行アドバイザーとして配置し、効果的な地域を選定しながら、旅行会社及び学校関係者を対象に営業活動を行う。なお、詳細な内容は以下のとおりとし、発注者と協議の上、業務を実施することとする。

（1）教育旅行プログラムの造成及び磨き上げ

教育旅行プログラムの造成に取り組む事業者（4事業者程度）を支援し、旅行会社及び学校関係者向けのセールスシートを作成すること。また、既存の教育旅行プログラムを有する事業者（10事業者程度）をフォローアップし、旅行会社及び学校関係者向けのセールスシートを更新すること。なお、セールスシートの様式は発注者が指定するものとする。

（2）モデルコースの作成

本圏域内の教育旅行プログラム、観光施設及び宿泊施設等のモデルコース（旅行代金を含む）を3件以上作成し、令和6年5月24日（金）までに発注者に対し提案すること。提案後に新たにモデルコースを作成した場合は、その都度、発注者に対し提案すること。なお、モデルコースの日数は、効果的な地域の選定を含め、企画提案時に本団体に提案すること。

（3）学校関係者向けモニターツアーの実施

学校関係者向けに本圏域内の教育旅行プログラム及び宿泊施設等のモニターツアーを2回以上実施すること。また、参加者向けにアンケート調査を実施し、集計結果を発注者に対し提

出すること。なお、モニターツアーに招聘する学校関係者及び行程、並びにアンケート調査の内容については、発注者と協議の上、決定すること。

(4) 旅行会社及び学校関係者への営業活動

教育旅行分野のノウハウを有する有識者を教育旅行アドバイザーとして配置し、効果的な地域を選定しながら、旅行会社及び学校関係者を対象に営業活動を行うこと。なお、営業活動に伴う教育旅行アドバイザーの旅費は、本団体から別途支給することとする。

(5) 教育旅行市場動向の情報提供及び営業内容・手法等に対する助言

教育旅行アドバイザーは、月1回以上、発注者に対して教育旅行市場動向の情報提供及び営業内容・手法等に対する助言を行うこと。なお、助言内容は書面にて提出すること。

(6) その他の業務

上記(1)～(5)の業務を有機的に連携させ、効果を最大限に高めるため、着手から完了までのスケジュール(工程表)を作成し、発注者に事前に提示すること。また、本業務を適切に遂行するための実施体制を整え、企画提案時に本団体に提案すること。

6. 成果物

(1) 成果物は次のとおりとし、本業務により作成した資料、写真等の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は本団体に帰属するものとする。

- ①委託業務完成届(指定様式)
- ②事業報告書(任意様式)
- ③セールスシート(指定様式)
- ④その他、本業務で作成した資料のうち、発注者が指示する資料

(2) 納品場所は、発注者が指定する場所とする。

(3) 納品期限は、令和7年1月31日(金)までとする。

7. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、法令を遵守し、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけ、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。

(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を本業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、発注者の承諾なく第三者に開示してはならない。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに発注者と協議を行い、了解を得たうえで、誠実に業務を遂行すること。